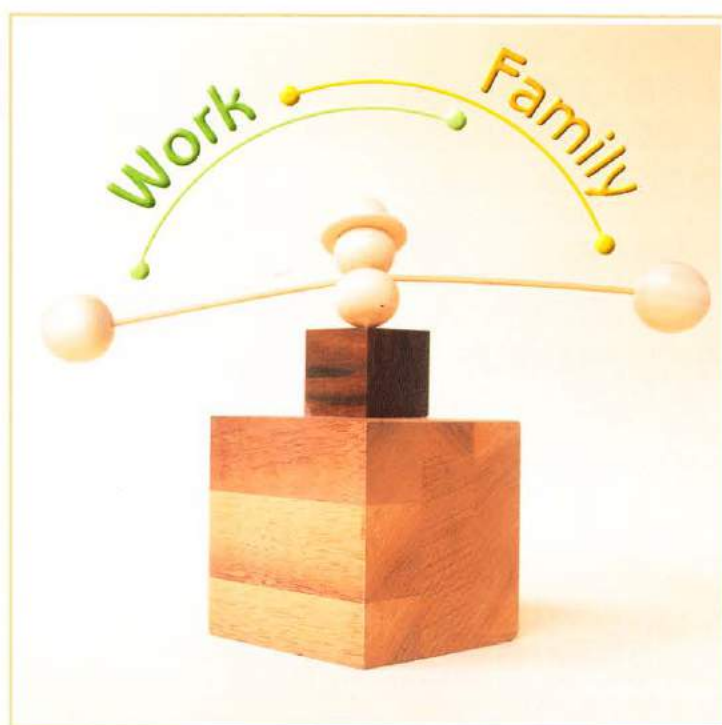


「仕事」と「育児」や「介護」との両立をめざす
事業主の方へ 労働者の方へ

平成12年度版

両立支援事業 のご案内



両立を支援する各種助成金や事業があります
ご利用ください



CONTENTS

I 両立支援事業の背景

すすむ少子化	1
高齢化の加速	2
男性は台形、女性はM字型	3
むずかしい仕事と家庭の両立	4

II 両立支援事業の内容

事業主・事業主団体の方へ

事業所内託児施設助成金	5
育児をしながら働く従業員のために託児施設を 設置、運営、増築又は事業所内託児施設の保育遊具等を購入する 事業主・事業主団体に支給します	
育児・介護費用助成金	7
従業員が育児、介護のサービスの利用に支払った費用を 補助した事業主に支給します	
参考 ●在宅保育サービス援助事業	9
●介護クーポン制度	10
育児・介護雇用環境整備助成金	11
ファミリー・フレンドリー企業を目指す取組を 行う事業主団体に支給します	
育児休業代替要員確保等助成金	12
育児休業取得者代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を 原職等に復帰させた事業主に対して支給します	
育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金	13
育児休業、介護休業をする従業員が円滑に職場復帰できるよう 「職場復帰プログラム」を実施する事業主・事業主団体に支給します	

フレーフレー・テレフォン	15
育児、介護サービスなどの情報を電話で提供しています	
● 保育サポーター養成講座	16
保育サービスを行う方を養成する講座です	
再就職希望登録者支援事業	17
登録すると指定教育訓練の受講等割引などが受けられます	
Re・Be（リ・ビー）ワークセミナー	18
再就職の準備に必要な基礎知識等を身につけるためのセミナーです	
両立支援セミナー	19
仕事と育児、介護を両立させるための知識等を身につけるためのセミナーです	
勤労者家庭支援施設	20
育児、介護をしながら働く人のための施設です	
ファミリー・サポート・センター	21
急な残業などで育児、介護の援助を受けたいときに利用できる会員組織です	

Ⅲ 育児休業、介護休業を取得した労働者の方への支援

雇用保険による給付金の支給	23
育児休業期間中の社会保険料の免除	24
育児休業期間中の住民税の徴収の猶予	24

Ⅳ 育児休業制度、介護休業制度の概要

V 問い合わせ先一覧

育児・介護休業法等については	
都道府県労働局雇用均等室	27
両立支援に関する事業主への助成金、労働者への援助等については	
(財)21世紀職業財団地方事務所	28

I

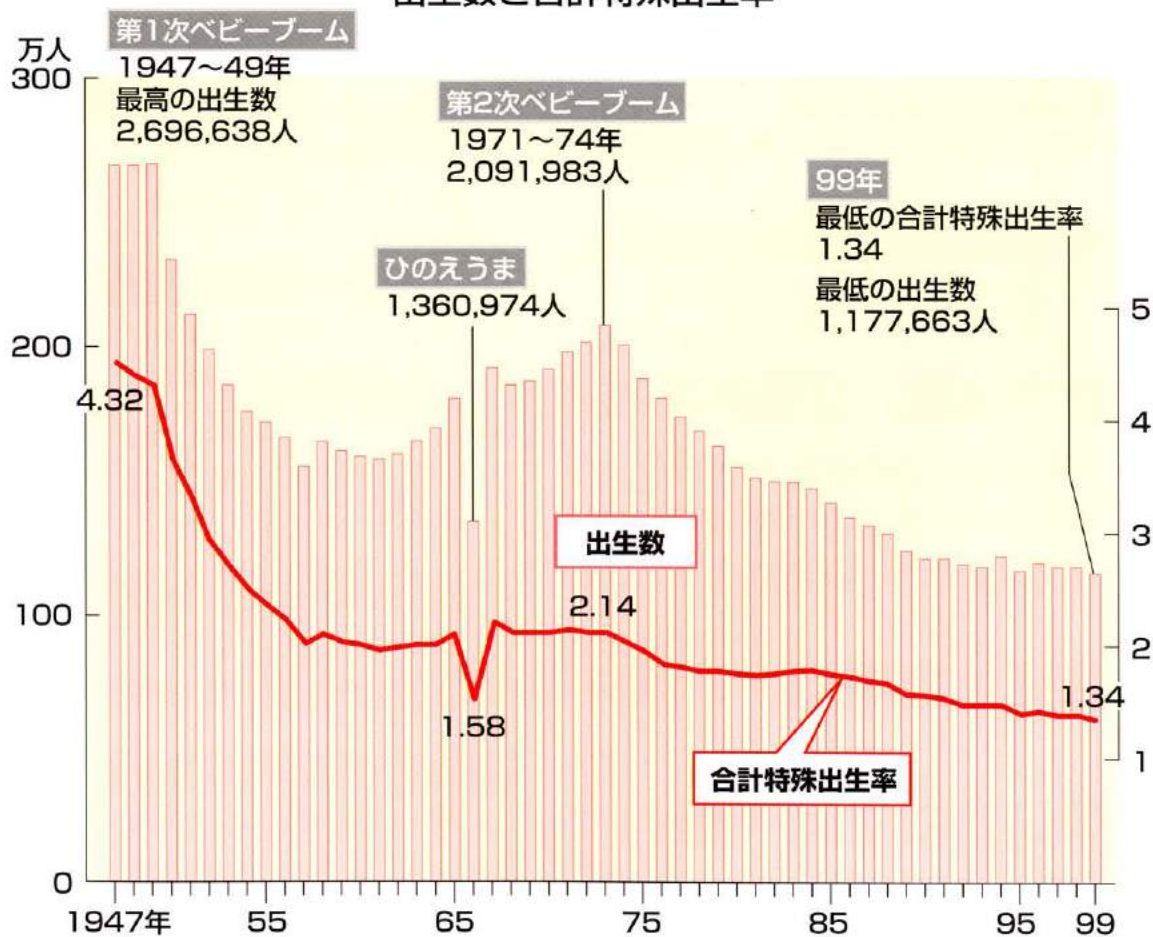
両立支援事業の背景

すすむ少子化

1人の女性が一生の間に生む平均子ども数を示す合計特殊出生率は、1999年には史上最低の1.34となりました。

人口を維持するためには、2.08以上が必要とされていますが、1975年に2.0を下回って以降、低下を続けています。

出生数と合計特殊出生率



資料出所：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」



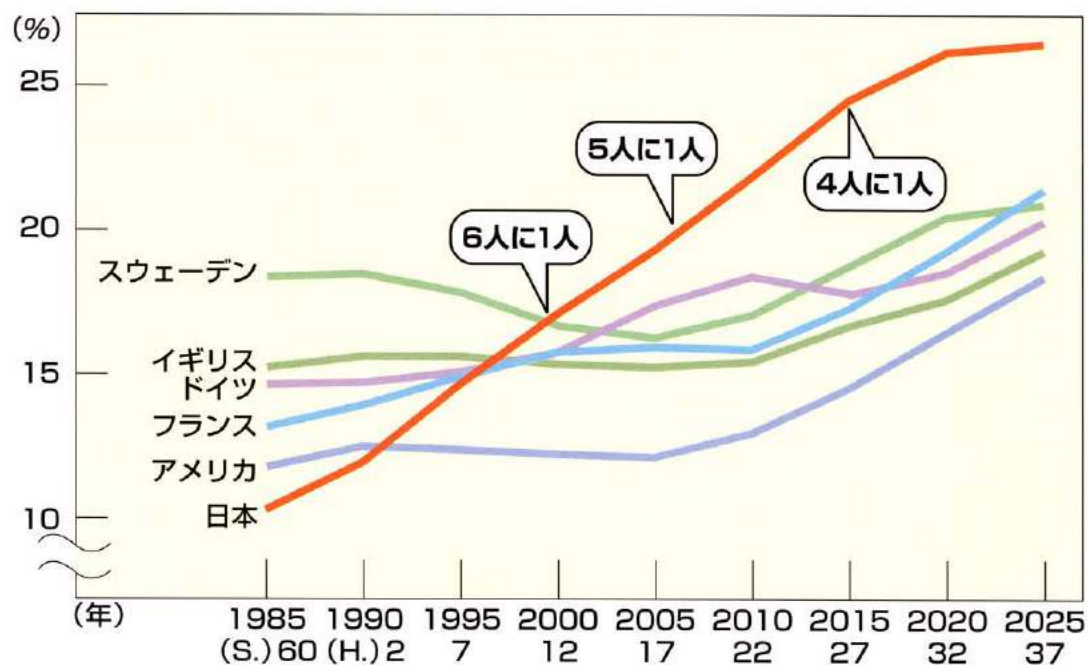
高齢化の加速

世界屈指の長寿国であるわが国では、少子化の進行ともあいまって、人口に占める高齢者の割合は増加の一途をたどっています。

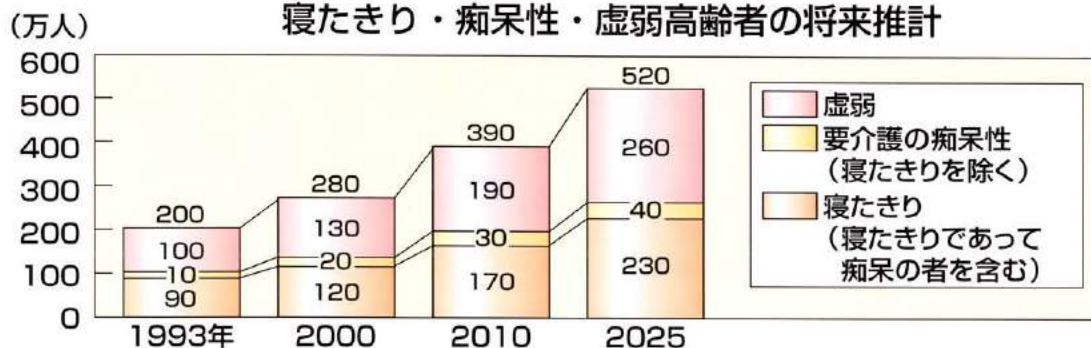
2015年には約4人に1人、2050年には約3人に1人が65歳以上の高齢者になると予測されています。

こうした日本の高齢化の進行は、欧米諸国でもみられないほど急速です。

世界の65歳以上人口の将来予測



寝たきり・痴呆性・虚弱高齢者の将来推計



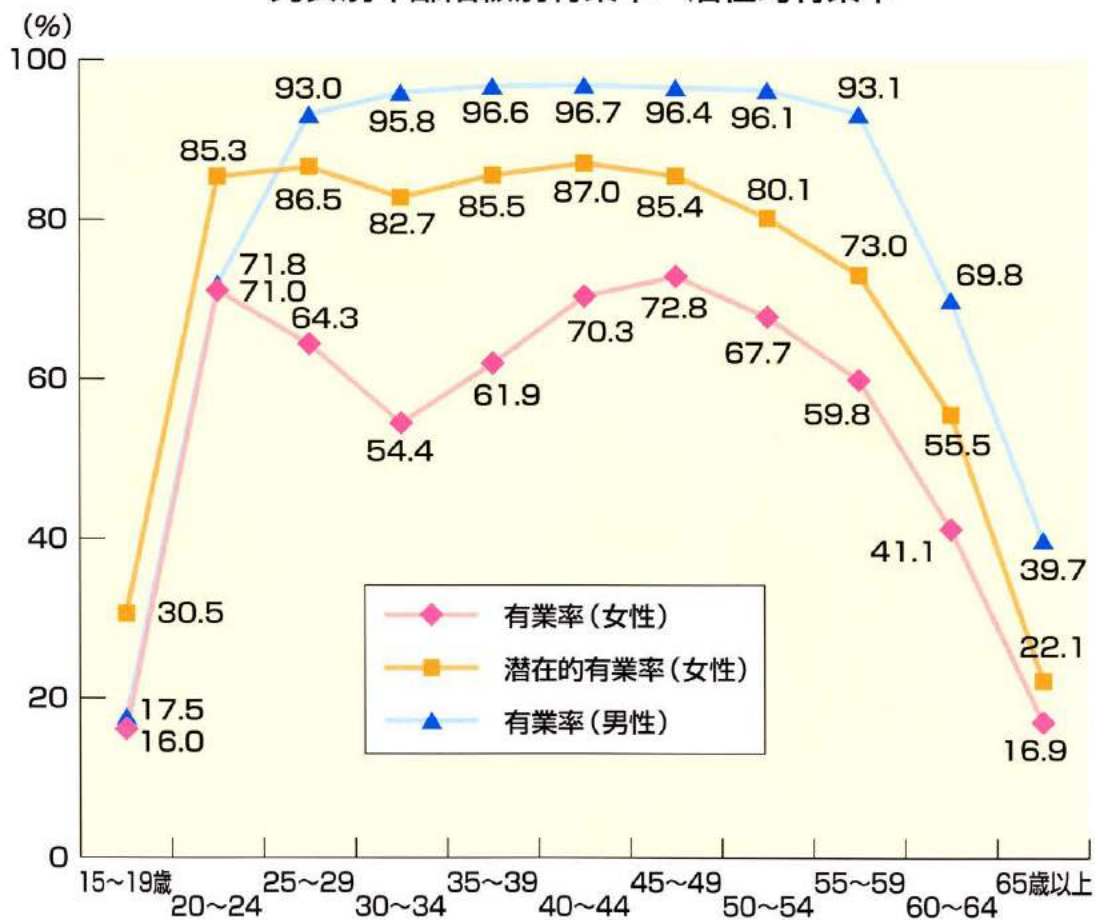
資料出所：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」、「社会福祉施設等調査」、「患者調査」、「老人保健施設実態調査」から推計（厚生省介護保険制度実施推進本部）

男性は台形 女性はM字型

女性の働き方を年代別にみると、依然として30歳代前半に仕事に就いている人の割合が落ち込むM字型になっています。これは、女性の場合、出産・育児でいったん退職し、子育てが一段落したあとに再び働くというパターンが多いことを示しています。

一方、いま仕事に就いていないが働きたいと希望する人もあわせると、男性と同様に台形を描きます。つまり、出産・育児期にあっても働く意欲があり潜在的な労働力となっている女性が多いことがわかります。

男女別年齢階級別有業率・潜在的有業率



資料出所：総務庁統計局「就業構造基本調査」（平成9年）

（注）有業率＝仕事に就いている人／人口

潜在的有業率＝（仕事に就いている人＋仕事に就いていないが、働きたいと希望する人）／人口

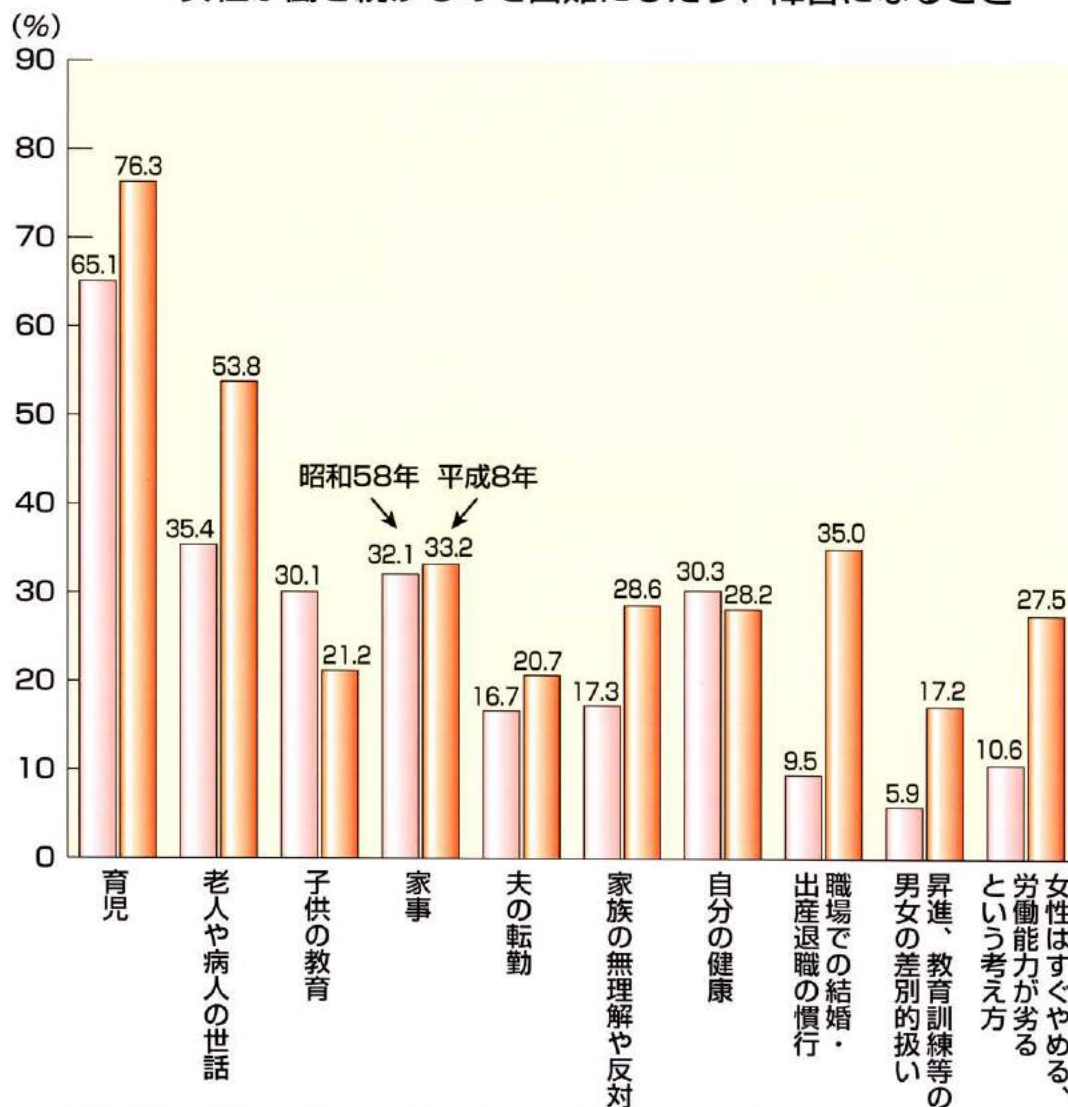


● むずかしい仕事と家庭の両立 ●

「育児や介護は女性の役割」という考えはまだまだ根深く、これらは女性が働きつづける上で大きな障害となっています。

21世紀のキーワードは男女共同参画社会。「男も女もともに働き、家庭（生活）を担う」社会の実現のために、男性にとっても、女性にとっても、仕事と家庭の両立を可能にする支援が必要になっています。

女性が働き続けるのを困難にしたり、障害になること



資料出所：総理府「婦人の就業に関する世論調査」（昭和58年）、
経済企画庁「国民生活選好度調査」（平成8年）により作成。

II

両立支援事業の内容

事業主・事業主団体の方へ

事業所内託児施設助成金

労働者のために事業所内託児施設を設置、運営、増築又は事業所内託児施設の保育遊具等を購入する事業主・事業主団体に対し、その設置費、運営費、増築費又は保育遊具等購入費に係る費用の一部を助成します。

利用できる助成金の種類

- | | |
|--|-----------------------|
| ①事業所内託児施設を新たに設置して、運営を開始した事業主・事業主団体に対して | ▶ 設置費・運営費 を支給 |
| ②事業所内託児施設の運営を新たに開始した事業主・事業主団体に対して | ▶ 運営費 を支給 |
| ③既存の事業所内託児施設を定員増等に伴って増築を行った事業主・事業主団体に対して | ▶ 増築費 を支給 |
| ④事業所内託児施設の保育遊具等を購入した事業主・事業主団体に対して | ▶ 保育遊具等購入費 を支給 |

事業所内託児施設とは

事業主・事業主団体がその雇用する労働者のために、事業所の敷地内・近接地、**労働者の通勤経路（駅ビル、通勤に便利な場所等）**、労働者の居住地等に設置し、**継続した利用**が見込まれるものをいいます。

施設の規模は、乳幼児の定員が10人以上であり、乳幼児1人当たりの面積は、原則として7㎡以上のものです。

また、託児施設においては、**児童福祉施設最低基準**に沿って、保育士による個々の乳幼児の生活や発達に応じた適切な保育を行うことが必要です。

なお、事業所内託児施設は児童福祉法の認可外保育施設に該当しますので、その運営や保育内容等は、都道府県の**保育行政の指導の対象**となります。

受給できる事業主等

1. 雇用保険の適用事業主又は事業主団体であること。
2. 一定要件を備えた事業所内託児施設についての計画を作成し、（財）21世紀職業財団地方事務所長の認定を受けていること。
3. 地方事務所長の認定を受けた計画に基づき、事業所内託児施設を運営すること。
4. 育児休業制度及び子を養育する労働者に対する援助措置を労働協約又は就業規則に定め、実施していること。

受給できる額

●設置費

設置に要した費用の2分の1、限度額2,250万円

対象となる費用は、新築（既存の建物を増改築し、新設した場合を含む。）又は購入費等。
ただし、土地の取得に要した費用は除く。

●運営費

運営に係る費用の2分の1、1年間の支給限度額は、施設の規模、運営の形態に応じてそれぞれ次のとおり

支給対象期間は運営開始日から5年間。

施設の規模は、施設の現在の乳幼児数（以下「現員」という。ただし、現員が乳幼児定員を超えるときは定員）の区分とする。

支給限度額

運営形態	施設の規模	現員15人未満	現員15人以上20人未満	現員20人以上
通常型 1日の運営時間が 11時間未満のもの		379万2千円	540万円	699万6千円
時間延長型 1日の運営時間が 11時間以上のもの (施設の規模に応じた通常型の支給 限度額に加え、時間延長単価に延長 時間数(＜1日の運営時間－9時間) (最大7時間まで))を乗じた額)		505万2千円 (379万2千円 +18万円×7時間)	729万円 (540万円 +27万円×7時間)	951万6千円 (699万6千円 +36万円×7時間)
深夜延長型 時間延長型運営のうち、 深夜(22時～5時)の 運営があるもの (施設の規模に応じた時間延長型の支給 限度額に加え、深夜時間の加算額に深 夜時間数(最大7時間まで)を乗じた額)		533万2千円 (379万2千円 +18万円×7時間 +4万円×7時間)	778万円 (540万円 +27万円×7時間 +7万円×7時間)	1014万6千円 (699万6千円 +36万円×7時間 +9万円×7時間)
体調不調児対応型 安静室を設けて看護婦(士) において運営するもの		上記いずれかの支給限度額に165万円を加えた額		

※同じ子を長時間にわたって預け続けることを奨励するものではありません。

●増築費

既存の施設について次の増築に要した費用の2分の1、限度額1,125万円

①定員5人以上、増築面積35㎡以上の増築

②利用定員2人以上、1人当たり1.98㎡以上、増築面積3.96㎡以上の安静室の増築

●保育遊具等購入費

実際に施設の保育遊具等（一品の単価が原則として1万円以上、総経費20万円以上のもので地方事務所長が認めたものとする。）の購入に要した額から10万円を控除した額。限度額40万円

5年間に1回に限り受給できる。

問い合わせ先

助成対象となる事業所内託児施設の構造・設備や運営等については、一定の要件を満たしている必要があります。詳細については、(財)21世紀職業財団地方事務所（P28）へ。

育児・介護費用助成金

労働協約又は就業規則の定めるところにより、労働者が育児又は家族の介護に係るサービスを利用した場合の費用の負担を軽減する措置を実施した事業主に対して、その措置の実施に要した額の一定割合を助成するものです。

助成対象となる具体的な事例

●費用補助の場合

就業規則等に、労働者が育児・介護サービスの利用に要した費用の全部又は一部を補助する制度を設け、実際に労働者がそのサービスを利用し、要した経費に対して事業主が補助を行った場合。

(民間ホームヘルパー等利用の例)

労働者が親の介護のために民間のホームヘルパーを利用し、その利用料の全部又は一部を事業主が補助した。

事業主に対し、実際に労働者に補助した利用料について一定割合の助成金を支給。

(事業所内託児施設利用の例)

事業主が労働者のために事業所内託児施設を運営している（ただし、事業所内託児施設助成金等を受けていないこと）。

事業主に対し、保育士の人件費及び建物の賃借料について、利用した労働者数に応じ、一定割合の助成金を支給。

●契約の場合

就業規則等に、労働者に対する育児・介護サービスの提供に関する制度を設け、事業主が育児・介護サービスを行うものと契約し、実際に労働者がそのサービスを利用した場合。

(例)

労働者が割安な利用料で子供を預けられるように、ベビーシッター会社と契約し、利用料の一部として契約料を支払った。

事業主に対し、支払った契約料について、利用した労働者数に応じ、一定割合の助成金を支給。

助成対象となる育児・介護サービス

ベビーシッター、家庭福祉員、家政婦（夫）等による育児・介護サービスや託児施設等における育児サービス（事業所内託児施設の場合P5参照）等労働者の就業が可能となる育児・介護サービスですが、次に該当する場合は、対象とはなりません。

- ◎ 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じです。）、父母、子、配偶者の父母その他同居の親族が行うサービス
 - ◎ 公立保育所及び認可保育所が行う保育
 - ◎ 介護保険法に基づく介護サービス
 - ◎ 病院等による療養を目的とするサービス 等
- （具体的には、(財)21世紀職業財団地方事務所（P28）におたずねください。）

受給できる額

1. 労働者が利用した育児・介護サービス費用のうち、事業主が負担した額について、次の助成をします。

	助 成 率	限 度 額
中小企業事業主	3分の2	1年間（各年1月1日～12月31日）につき 育児・介護サービス利用者1人につき30万円、 かつ、1事業所当たり360万円
大企業事業主	2分の1	

2. 育児・介護サービスの制度を平成10年4月1日以降新たに設け、最初の利用者が生じた場合は上記1の額に加え、次の額を支給します。

	支給額（1事業所につき）
中小企業事業主	40万円
大企業事業主	30万円

●中小企業事業主の範囲については以下のとおりです。

- 小売業（飲食店を含む）→ 資本又は出資の額が5,000万円以下又は常用労働者数が50人以下
- サービス業 → 資本又は出資の額が5,000万円以下又は常用労働者数が100人以下
- 卸売業 → 資本又は出資の額が1億円以下又は常用労働者数が100人以下
- その他の業種 → 資本又は出資の額が3億円以下又は常用労働者数が300人以下

受給できる事業主

以下の1～3にあてはまる雇用保険の適用事業所の事業主です。

1. 次の（1）、（2）の措置のうち1つ以上を、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
 - （1）労働者が育児・介護サービスを利用する際に、それに要した費用の全部又は一部を補助する措置
 - （2）ベビーシッター会社、シルバーサービス会社等の育児・介護サービスの提供を行うものと事業主が契約し、労働者に利用させる措置
2. 次の（1）又は（2）の制度を、労働協約又は就業規則に定め、実施していること。

上記1のうち

 - （1）育児サービスに係る措置を実施する場合－育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業制度及び子を養育する労働者に対する援助の措置
 - （2）介護サービスに係る措置を実施する場合－育児・介護休業法第2条第2号に規定する介護休業制度及び家族の介護を行う労働者に対する援助の措置
3. 上記1の措置を、次の（1）及び（2）に該当する労働者に利用させて補助等を行ったこと。
 - （1）申請事業主に雇用保険の被保険者として雇用されている者
 - （2）育児の場合…小学校就学の始期に達するまで（その子が6歳に達する日の属する年度の3月31日までをいう。）の子の養育を行う労働者。
 介護の場合…家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含みます。以下でも同じです。）父母、子、配偶者の父母その他同居の親族を指します。）の介護を行う労働者。

問い合わせ先

（財）21世紀職業財団地方事務所（P28）へ。

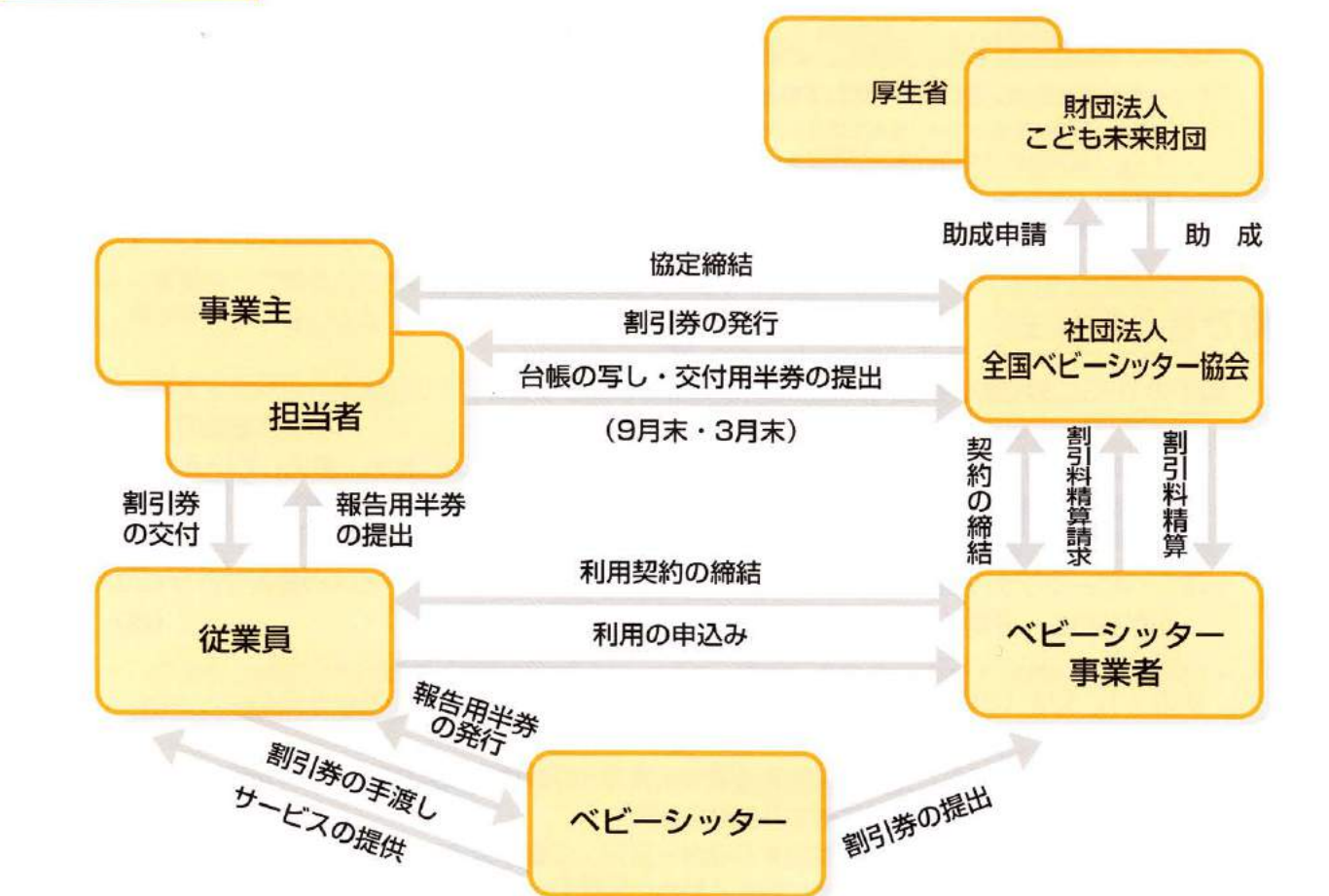
〈参考〉 在宅保育サービス援助事業

在宅保育サービス割引券の制度は、事業主と社団法人全国ベビーシッター協会との協定により発行された「在宅保育サービス割引券」に従業員が利用することにより、在宅保育サービスの利用料の一部を軽減することができる制度です。

在宅保育サービスの内容

乳幼児及び小学校低学年の児童の家庭内での保育及びそれに伴う保育所等への送迎を行うサービス

制度のしくみ



問い合わせ先

社団法人全国ベビーシッター協会

〈本部〉

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-1 こどもの城10F

☎ 03-3797-5020

〈西日本事務局〉

〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島6-2-3 チサン第7ビル319号

☎ 06-6309-7011

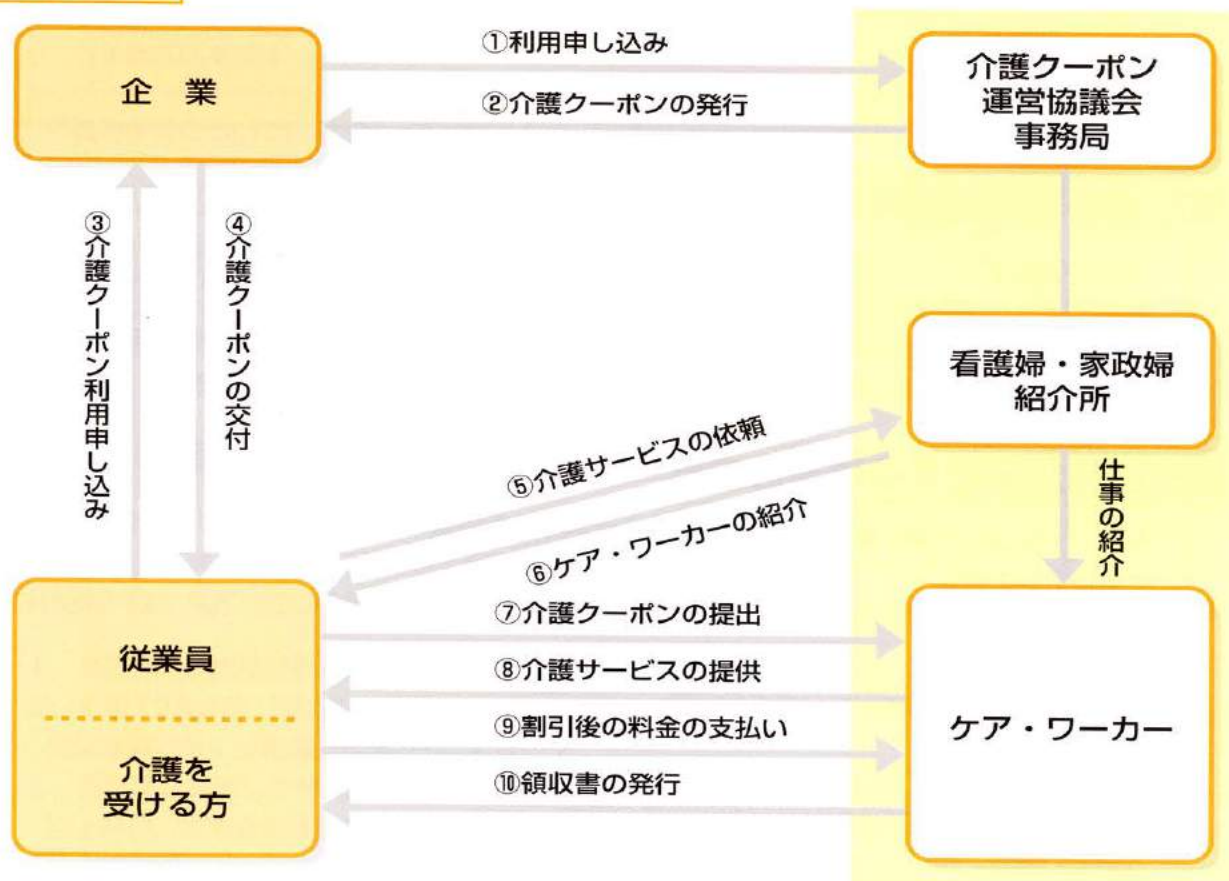
〈参考〉 介護クーポン制度

介護クーポン制度は、企業（企業内の共済組合、互助会、健康保険組合などを含む。）と介護クーポン運営協議会との提携により、従業員が「介護クーポン」を利用して、全国の看護婦・家政婦紹介所に登録しているケア・ワーカーによる介護サービスを、割安な費用で受けられる制度です。

介護サービスの内容

1. 食事、入浴、排泄など身のまわりの世話
2. 衣類の着脱、洗濯及び補修
3. 身辺に係る住居の掃除及び整理
4. 医療機関への通院の介助及び連絡
5. その他の介護に必要な業務

制度のしくみ



問い合わせ先

介護クーポン運営協議会（介護クーポン事務局）

〒110-0005 東京都台東区上野5-3-4 中井ビル東館2F

☎ 03-5816-4858

（財）介護労働安定センター

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-2 御茶の水杏雲ビル11F

☎ 03-3292-1699

育児・介護雇用環境整備助成金

ファミリー・フレンドリー企業を目指すための取組を実施する事業主団体に対し、事業の実施に要した費用の3分の2（1団体当たり1年間200万円を限度）を2年間助成します。

ファミリー・フレンドリー企業とは

労働者の仕事と家庭の両立に十分配慮し、多様でかつ柔軟な働き方の選択を可能とすることを経営の基本にしている企業です。

具体的には、次のような取組を行う企業です。

- ①法を上回るレベルの育児・介護休業制度を導入しており、労働者の利用も多いこと
 - ②仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度（育児・介護のための短時間勤務制度等）をもっており、労働者の利用も多いこと
 - ③仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度（事業所内託児施設等）を設けており、労働者の利用も多いこと
 - ④仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもっていること
- （例）●育児・介護休業制度等の利用がしやすい雰囲気であること、特に、男性労働者も利用しやすい雰囲気であること
- 両立について、経営トップ、管理職の理解があること 等

受給できる事業主団体

1. 中小企業事業主団体であること。
2. 都道府県労働局長の指定を受けていること。
3. 子の養育又は家族の介護等を行う労働者の仕事と家庭との両立に資する雇用環境の整備等を図るための計画（雇用環境整備計画）を作成し、都道府県労働局長の認定を受けていること。

事業主団体が実施する事業の内容

1. 育児・介護雇用環境整備事業実施計画の策定及び調査の事業
 - ・実施計画の策定
 - ・構成員事業主に対するヒアリング調査の実施
 - ・実地視察の実施
 - ・実施計画の実施状況の取りまとめ 等
2. 相談・指導、情報提供の事業
 - ・構成員事業主に対する相談及び個別指導の実施
 - ・情報の収集、提供
 - ・両立支援推進会議の開催
 - ・セミナー等の開催 等
3. 団体による共同事業

問い合わせ先

都道府県労働局雇用均等室（P27）、（財）21世紀職業財団地方事務所（P28）へ。

育児休業代替要員確保等助成金

育児休業取得者が、育児休業終了後は原職又は原職相当職に復帰する旨の取扱いを労働協約又は就業規則に規定した上で、育児休業代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主に対して、一定額を助成します。

受給できる額

1. 原職等復帰について、平成12年4月1日以降新たに就業規則等に規定した事業主の場合

	支給額	
	中小企業事業主	大企業事業主
最初の要件を満たした対象労働者に対して	50万円	40万円
上記の対象労働者が生じた日の翌日以降3年間、 2人目以降の対象労働者に対して1人当たり ※最初の対象労働者とあわせて1事業所当たり年間20人を限度	中小企業事業主	15万円
	大企業事業主	10万円

2. 原職等復帰について、平成12年3月31日までに既に就業規則等に規定している事業主の場合

	支給額	
	中小企業事業主	大企業事業主
平成12年4月1日以降最初に要件を満たした対象労働者及びその翌日以降3年間の対象労働者に対して、1人当たり ※1事業所当たり年間20人を限度	15万円	10万円

受給できる事業主

平成12年4月1日以降、育児休業取得者の原職等への復帰について労働協約又は就業規則に新たに規定した事業主又は平成12年3月31日までに、育児休業取得者の原職等への復帰について労働協約又は就業規則に既に規定している事業主であって、つぎのすべての条件を満たす雇用保険の適用事業主です。

- 育児休業制度及び勤務時間の短縮等の措置を労働協約又は就業規則に定め、実施していること。
- 平成12年4月1日以降に、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を当該育児休業終了後に原職等に復帰させていること。
- 原職等に復帰した育児休業取得者（対象労働者）の育児休業期間が平成12年4月1日以降3か月以上あり、当該育児休業期間中において代替要員を確保した期間が同じく3か月以上あること。
- 対象労働者を、当該育児休業終了後引き続き雇用保険の被保険者として1か月以上雇用していること。
- 対象労働者を、当該育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合には産後休業）を開始する日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用していること。

問い合わせ先

(財)21世紀職業財団地方事務所（P28）へ。

育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業又は介護休業をした労働者がスムーズに職場に復帰できるよう、職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置（職場復帰プログラム）を計画的に実施する雇用保険の適用事業主又は事業主団体に対して支給します。

職場復帰プログラム

情報等の提供	・企業や仕事に関連する事項等、休業者が働いていれば通常知ることができる情報や資料を、郵送などの方法により休業期間中継続的に提供。
在宅講習	・事業主等が作成した教材、又は事業主等が選定した教育訓練施設の講座の教材等を用いて、休業期間中のあらかじめ設定された期間に休業者の自宅等において実施。 ・休業者の現在の仕事又は近く就く予定の仕事に関連した講習。
職場環境適応講習	・休業期間中に、事業主自らが実施。 ・休業者が、休業期間中に職業能力の維持を図るために受ける講習等。
職場復帰直前講習	・休業期間中に、事業主等が自ら実施、又は事業主等が選定した教育訓練施設で実施。 ・休業者の職場適応性や職業能力の維持回復を図るために、指導担当者の下に実施される実習等。
職場復帰直後講習	・復帰後に、事業主等が自ら実施、又は事業主等が選定した教育訓練施設で実施。 ・職場復帰直前講習と同様、指導担当者の下に実施される休業者の職場適応性や職業能力の維持回復を図るための説明や実習等。

奨励金支給対象となる各措置の実施時期と回数

措 置	育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金	介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金
情報等の提供	3か月以上の育児休業期間内（産後休業終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業期間を含む。）に継続的に月平均2回、かつ少なくとも月1回 支給限度 12か月	1か月以上の介護休業期間内に継続的に月平均2回、かつ少なくとも月1回 支給限度 12か月
在宅講習	育児休業期間中に1か月以上 支給限度 12か月	介護休業期間中に1か月以上 支給限度 12か月
職場環境適応講習	育児休業期間中に月1日 支給限度 12か月	介護休業期間中に月1日 支給限度 12か月
職場復帰直前講習	育児休業終了前3か月間に3日以上 支給限度 12日	介護休業終了前1か月間に3日以上 支給限度 12日
職場復帰直後講習	育児休業終了後1か月間に3日以上 支給限度 12日	介護休業終了後1か月間に3日以上 支給限度 12日

※職場復帰直前講習と職場復帰直後講習の両方を実施する場合は、合算して3日以上

※職場環境適応講習と職場復帰直前講習を同一の月に併せて実施する場合は職場復帰直前講習が優先され、当該期間中は職場復帰直前講習に係るプログラム奨励金のみの支給となります。

受給できる額

職場復帰プログラムの内容・実施期間に応じて算定されます。

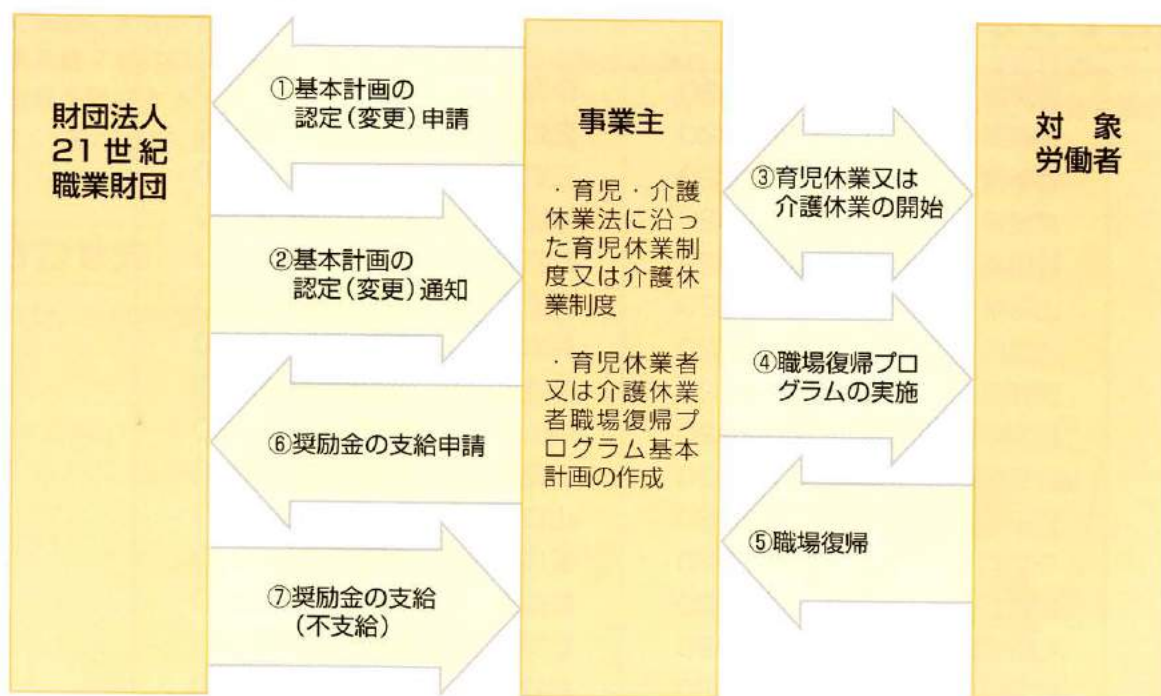
	対象労働者1人当たり（限度額）
中小企業事業主	21万円
大企業事業主	16万円

受給できる事業主

次のすべての条件を満たす事業主です。

育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金	介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金
1 育児・介護休業法に沿った育児休業を実施していること。	1 育児・介護休業法に沿った介護休業を実施していること。
2 育児休業者職場復帰プログラム基本計画を原則として事業所ごとに作成し、財団法人21世紀職業財団地方事務所長の認定を受けていること。	2 介護休業者職場復帰プログラム基本計画を原則として事業所ごとに作成し、財団法人21世紀職業財団地方事務所長の認定を受けていること。
3 育児休業期間が3か月以上の育児休業者（産後休業終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業期間を含む。）に対して、職場復帰プログラム基本計画に基づき、奨励金の支給対象となる職場復帰プログラムを実施したこと。	3 介護休業期間が1か月以上の介護休業者に対して、職場復帰プログラム基本計画に基づき、奨励金の支給対象となる職場復帰プログラムを実施したこと。
4 育児休業者を育児休業終了後1か月以上雇用保険の被保険者として雇用したこと。	4 介護休業者を介護休業終了後1か月以上雇用保険の被保険者として雇用したこと。
5 育児休業者職場復帰プログラムの実施状況を明らかにする書類を整備していること。	5 介護休業者職場復帰プログラムの実施状況を明らかにする書類を整備していること。
6 育児休業者を育児休業（産後休業終了後引き続き育児休業をする場合には、産後休業。）を開始する日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用していたこと。	6 介護休業者を介護休業を開始する日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用していたこと。

受給のための手続き



問い合わせ先

職場復帰プログラムの認定申請、当該奨励金の支給申請手続等については、(財)21世紀職業財団地方事務所（P28）へ。

育児や介護を行いながら働く方や、働きたい方へ

フリーフリー・テレフォン

育児、介護等に関する各種サービスについての相談を受け付けるとともに、地域の具体的な情報を無料で電話等により提供します。

相談・情報の内容

1. 育児関係 …… 公立・私立保育所、認可外保育所、幼稚園、保育サポーター、ベビーシッター、家庭保育、放課後児童クラブ等
2. 介護関係 …… 民間ホームヘルパー、看護婦・家政婦紹介所、老人病院、老人ホーム、介護用品、高齢者向け福祉サービス等
3. 家事代行関係 …… 家政婦紹介所、家事代行サービス等

利用日・時間

月曜日～金曜日（祝日を除く。）9：30～16：30

2020テレフォン電話番号一覧

北海道	011-707-2020	静岡県	054-255-2020
青森県	017-776-2020	愛知県	052-541-2020
岩手県	019-622-2020	三重県	059-226-2020
宮城県	022-214-2020	滋賀県	077-523-2020
秋田県	018-866-2020	京都府	075-213-2020
山形県	023-642-2020	大阪府	06-6946-2020
福島県	024-524-2020	兵庫県	078-794-2020
茨城県	029-226-2020	奈良県	0742-64-2020
栃木県	028-625-2020	岡山県	086-227-2020
群馬県	027-231-2020	広島県	082-224-2020
埼玉県	048-834-2020	山口県	083-923-2020
千葉県	043-225-2020	香川県	087-822-2020
東京都	03-3258-2020	愛媛県	089-934-2020
神奈川県	045-871-2020	福岡県	092-414-2020
新潟県	025-243-2020	長崎県	095-832-2020
富山県	076-444-2020	熊本県	096-324-2020
石川県	076-234-2020	大分県	097-538-2020
福井県	0776-20-2020	鹿児島県	099-259-2020
長野県	026-232-2020	沖縄県	098-868-2020
岐阜県	058-265-2020		

〈保育サポーター養成講座〉

フレーフレー・テレフォンで提供する育児に関する情報の1つに「保育サポーター」があり、その養成をフレーフレー・テレフォン事業の一環として行っています。

対象者

子育て経験をもつ方や保育士有資格者等で、保育を行うことを希望する方。

カリキュラム

- ・オリエンテーション
- ・保育サポーターとしての心がまえ
- ・子供の心と身体の発達
- ・子供の安全と病気
- ・病気の子供の世話
- ・緊急時の対策と応急処置
- ・子供の遊びと遊ばせ方
- ・母乳と食事
- ・病児の食事
- ・子供の社会性と生活習慣
- ・保育サポーターとしてスタートするために

なお、養成講座の所要時間は、20時間で、3～5日（保育士有資格者は、12時間で、2～3日）に分けて実施します。

講座修了者には、保育サービス提供事業者等に関する情報を提供するとともに、保育サポーターとして登録を希望する方は、面接の上で登録を行い、フレーフレー・テレフォンにおいて、保育の援助を受けたい方の求めに応じて情報提供を行います。

問い合わせ先

（財）21世紀職業財団地方事務所（P28）へ。



● 再就職希望登録者支援事業 ●

育児、介護等により退職し、将来再就職を希望する方が円滑に就職できるよう、職業意識の持続、的確な再就職の準備などの支援をする再就職希望登録者支援事業を行っています。

対象者

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職し、将来働けるようになったときに再就職を希望する方

登録期間中に受けられる支援

登録された方は、次のような支援を受けることができます。

1. 仕事と家庭の両立や再就職の準備に役立つ情報誌「Re・Be（リ・ビー）」を定期的に送付
2. 登録者の交流を促進する機会を提供
3. 再就職の準備に役立つ「Re・Beワークセミナー」をはじめ、各種講習会、相談会などへの参加案内
4. 再就職の準備のための個別相談を実施
5. 21世紀職業財団が指定した教育講座を受講する際に「自己啓発促進割引券」を発行

登録手続等

1. 再就職希望登録者支援事業を実施している財団法人21世紀職業財団の地方事務所の所在地にお住まいの方で、再就職を希望される方は、地方事務所に登録票を提出し、登録の申込みをしてください。
2. 登録者の有効期間（登録期間）は4年間です。引き続き登録を希望される場合は、1回に限り登録を更新することができます。
3. 登録料は無料です。

教育訓練受講援助制度

1. 「自己啓発促進割引券」を利用して指定教育訓練を受講すると、教材費などを除く入学料及び受講料の合計額（限度額25万円）の2割（特定の講座においては5割）相当額までの割引が受けられます。
2. 「自己啓発促進割引券」は、登録期間内で、入学料と受講料の合計額25万円の利用となりますので、複数の教育訓練コースを併行して学んだり、1つのコースを修了した後、さらに上級のコースを受講することができます。
3. 登録者で指定教育訓練の受講を希望される方は、（財）21世紀職業財団地方事務所長に「自己啓発促進割引券発行申請書」を提出してください。

（注）・「自己啓発促進割引券」の発行は、登録期間が開始した後1か月経過後となります。

・「自己啓発促進割引券」は、労働省の「教育訓練給付」を受ける資格のある方、割引券発行申請日前1年間に給付を受けた方へは発行できません。

・「自己啓発促進割引券」の発行は、登録期間内において受講が修了する講座が対象となります。

実施事務所

北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、愛媛、福岡、熊本、鹿児島に所在する（財）21世紀職業財団地方事務所において実施しています。

問い合わせ先

（財）21世紀職業財団地方事務所（P28）へ。

● Re・Be（リ・ビー）ワークセミナー ●

再就職の準備に当たって必要となる基礎知識等を身につけることをねらいとしています。

対象者

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職し、将来働けるようになったときに再就職を希望する方

カリキュラム

●オリエンテーション

●就職に関する基礎情報

- （例）・再就職をとりまく法律、制度（講義）
- ・企業の求める人材とは（講義・見学）
- ・先輩の体験談、意見交換（講義・グループ討議）
- ・インターネットの活用（講義・実習）

●仕事探しの準備

- （例）・働くことの意義は何か（講義・実習）
- ・自分の適性を考える（講義・実習）
- ・就職に向けての自分の環境をチェックする（講義・実習・グループ討議）
- ・企業情報の集め方と見方（講義・実習）



セミナーの所要時間は6～10時間程度で、2～3日に分けて実施しています。

問い合わせ先

（財）21世紀職業財団地方事務所（P28）へ。

● 両立支援セミナー ●

仕事をしながら育児又は介護を乗り切ることに関役立つ知識や心構え等を身につけることをねらいとしています。

対象者

仕事と育児や介護との両立の問題に直面する可能性のある男女労働者等

カリキュラム

	仕事と育児両立支援セミナー	仕事と介護両立支援セミナー
講義	・ 仕事と育児との両立のための心構え ・ 仕事と育児との両立に関役立つ法律・制度及び生活上の工夫 ・ 仕事と育児との両立のための家庭・職場の体制づくり	・ 仕事と介護との両立のための心構え ・ 仕事と介護との両立に関役立つ法律・制度及び生活上の工夫 ・ 仕事と介護との両立のための家庭・職場の体制づくり
ビデオ視聴	・ 働きながらの育児 - ーその両立のために（26分） ・ 仕事と育児との両立のために（16分） ・ 子どもは生きるエネルギー - ー仕事と育児との両立のために（20分） ・ 新しい生き方を見つめよう（27分）	・ 働きながらの介護 - ーその両立のために（36分） ・ 仕事と介護の両立のために（19分） ・ 仕事と介護の両立を支える介護機器と福祉サービス（17分） ・ 両立してます！仕事と介護 - ー活用しましょう介護休業ー（20分）
体験発表	働きながら、育児期を乗り切った先輩の体験談	働きながら、介護を乗り切った先輩の体験談

各セミナーの所要時間は2～4時間です。
ビデオは状況にあわせていずれかを使用します。

問い合わせ先

（財）21世紀職業財団地方事務所（P28）へ。



勤労者家庭支援施設

育児又は家族の介護を行う男女労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援する勤労者家庭支援施設の設置・運営を行う地方公共団体に対して、国はその設置に要する経費の補助を行っています。

勤労者家庭支援施設とは

子の養育又は家族の介護を行う労働者、子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者及び妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者（以下「対象労働者等」といいます。）の福祉の増進を図る公共的労働者福祉施設です。

勤労者家庭支援施設で行う事業は次のとおりです。

1. 職業生活と家庭生活との両立に必要な相談、指導、講習・実習等
2. 職業に関する相談、指導、講習、実習等
3. 対象労働者等の育児及び家族の介護の援助に関する事業
4. 休養及びレクリエーションについての場と機会の提供及び必要な助言、指導
5. その他の対象労働者等の福祉を増進するために必要な事業

なお、勤労者家庭支援施設には、これらの事業実施のため、

- ① 各種の相談に必要な施設及び設備
 - ② 講習、実習等に必要な施設及び設備
 - ③ 託児のために必要な施設及び設備
 - ④ 対象労働者等が勤労者家庭支援施設を利用するために一時的に高齢者を預かるための施設及び設備
 - ⑤ 休養及びレクリエーションに必要な施設及び設備
- 等が備えられます。

勤労者家庭支援施設

名 称	住 所	電 話
久慈市勤労者家庭支援施設 (サンエール久慈)	〒028-0041 岩手県久慈市長内町第21-63-2	0194-52-7400
深谷市勤労者家庭支援施設 (L・フォルテ)	〒366-0825 埼玉県深谷市上柴町西4-2-6	0485-73-4761
見附市勤労者家庭支援施設 (ふぁみりあ)	〒954-0052 新潟県見附市学校町1-3-68	0258-62-1915

問い合わせ先

- ・ 設置に関するお問い合わせは、労働省女性局女性福祉課へ。
〒100-8988 東京都千代田区霞が関1-2-2
☎ (代表) 03-3593-1211 (内) 5646
- ・ 各施設の状況についてのお問い合わせは、各施設へ。

● ファミリー・サポート・センター ●

労働者の仕事と育児・介護との両立を支援するため、急な残業など、変動的、変則的な保育・介護ニーズに対応した、地域における育児又は介護の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター（育児又は介護の援助を行いたい者と育児又は介護の援助を受けたい者からなる会員組織）を設置する市町村等に対して、国は経費の補助を行っています。

ファミリー・サポート・センターにおける相互援助活動の例

（育児について）

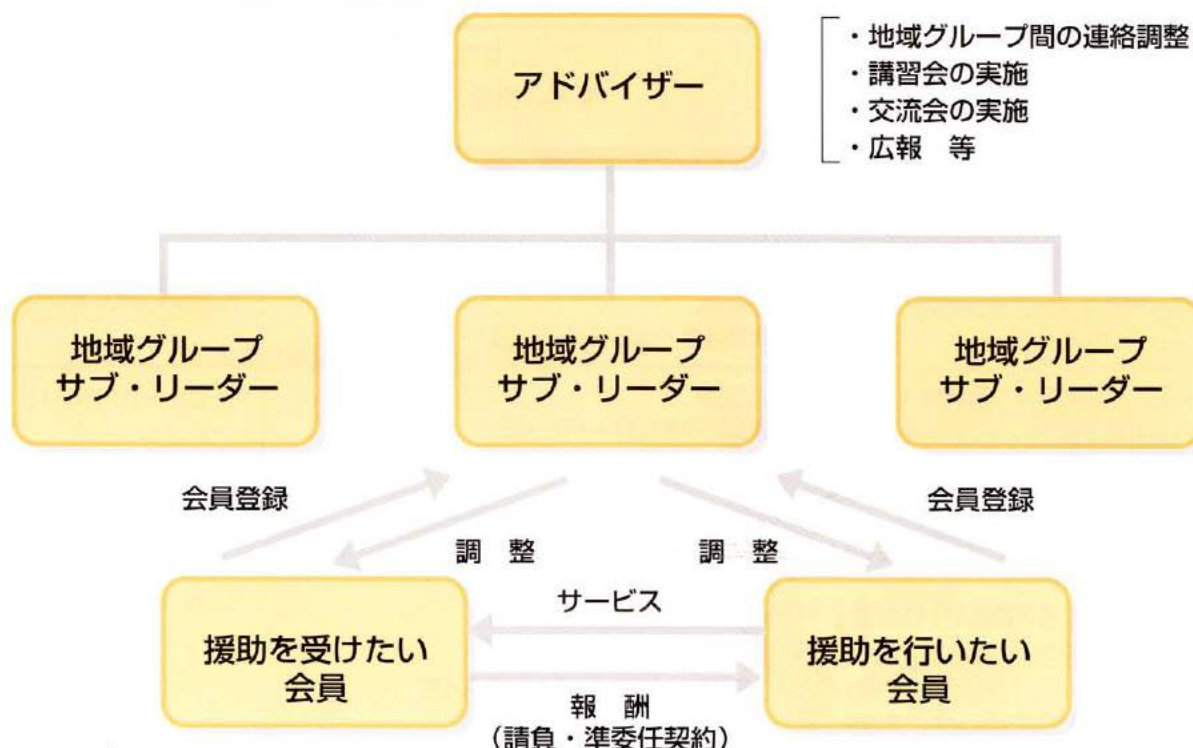
- ・労働者が急な残業の場合に子供を預かる
- ・保育施設までの送迎を行う
- ・学校の放課後や放課後児童クラブの終了後、子供を預かる
- ・子供が病気になった場合、子供を預かる
- ・保育施設の開始前や終了後、子供を預かる

（介護について）

- ・労働者が急な残業の場合に高齢者等の食事の準備や後片づけを行う
- ・労働者が長期出張の場合に高齢者等の部屋の掃除や衣類の洗濯を行う
- ・高齢者等の通院や買い物に付き添う
- ・遠くに住んでいる労働者に代わって高齢者等への上記の世話や訪問による安否確認を行う

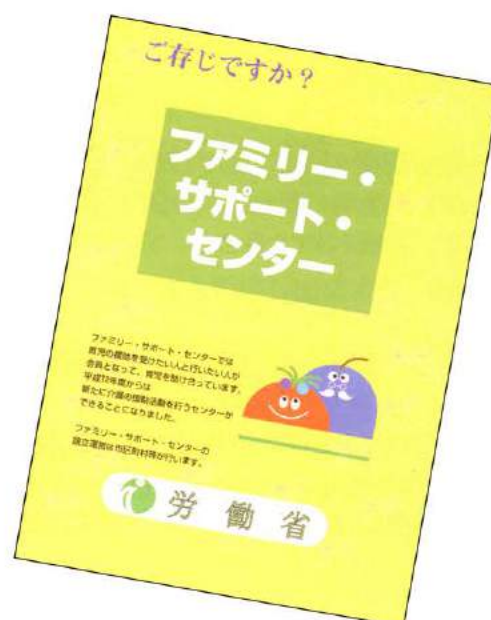
（注）・各センターにおける相互援助活動については、センターにお問い合わせ下さい。

ファミリー・サポート・センターのしくみ



問い合わせ先

- ・ 事業に関するお問い合わせは、労働省女性局女性福祉課へ。
〒100-8988 東京都千代田区霞が関1-2-2
☎ (代表) 03-3593-1211 (内) 5642
- ・ フレーフレー・テレフォン (P15) でもセンターの情報を提供しています。



III

育児休業、介護休業を取得した 労働者の方への支援

雇用保険による給付金の支給

育児休業給付

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者が、一歳未満の子を養育するために育児休業を取得し、休業中の賃金が一定水準を下回った場合、休業開始時の賃金月額[※]の25%相当額が「育児休業基本給付金」及び「育児休業者職場復帰給付金」として雇用保険から支給されます。

なお、平成13年1月より、育児休業給付の給付水準は休業開始時の賃金月額の40%相当額に引き上げられます。

支給対象となる育児休業は、休業開始日から子の一歳の誕生日の前々日までです。

《育児休業基本給付金》

育児休業期間中に、休業開始日から起算した1か月ごとの期間（以下「支給単位期間」といいます。）について、休業開始時賃金月額[※]の20%相当額が支給されます。

《育児休業者職場復帰給付金》

育児休業終了後、引き続き同一事業主に6か月以上雇用された場合、育児休業基本給付金が支給された支給単位期間に応じて、休業開始時賃金月額[※]の5%相当額が一時金としてまとめて支給されます。

介護休業給付

一定の要件を満たす雇用保険の被保険者が、介護休業を取得し、休業中の賃金が一定水準を下回った場合、休業開始時の賃金月額[※]の25%相当額が「介護休業給付金」として雇用保険から支給されます。

なお、平成13年1月より、介護休業給付の給付水準は休業開始時の賃金月額[※]の40%相当額に引き上げられます。

支給対象となる介護休業は、要介護状態にある対象家族1人につき1回、3か月を限度とします。

支給額は、介護休業期間中に、休業開始日から起算した1か月ごとの期間について、休業開始時賃金月額[※]の25%相当額です。

育児休業給付と異なり、休業中と職場復帰後に分けずに職場復帰後一括して支給されます。

問い合わせ先

支給要件や手続き等詳しいことは最寄りの公共職業安定所へ。

育児休業期間中の社会保険料の免除

健康保険

育児休業期間中、本人の申し出により、健康保険の被保険者負担分の保険料が免除されます。ただし、賞与等にかかる特別保険料は免除されません。

免除される期間は、被保険者が事業主を通じて保険者（社会保険事務所又は健康保険組合）に申し出をした日の属する月から育児休業終了日の翌日が属する月の前月までの期間で、最長で子が1歳に達するまでの期間です。

社会保険料の免除を受けても、健康保険の給付は通常通り受けられます。

厚生年金保険

育児休業期間中、申し出により、厚生年金保険の被保険者負担分及び事業主負担分ともに保険料が免除されます。

免除される期間は、育児休業をしている被保険者を使用している事業主が保険者（社会保険事務所）に申し出をした日の属する月から育児休業終了日の翌日が属する月の前月までの期間で、最長で子が1歳に達するまでの期間です。

免除された期間分も将来の年金額に反映されます。

問い合わせ先

勤務先または保険者（社会保険事務所又は健康保険組合）へ。

育児休業期間中の住民税の徴収の猶予

一時に納税することが困難であると地方団体の長が認める場合は、本人の申し出により、育児休業期間中1年以内の期間に限り、住民税の徴収が猶予されます。

猶予された住民税は、職場復帰後に延滞金とともに納税することとなります。延滞金は、猶予期間（延滞金が年14.6%の割合により計算される期間に限りです。）に対応する部分の2分の1相当額は免除され、残りの2分の1相当額については、地方団体の長の判断により免除することができるものとされています。

問い合わせ先

各市区町村へ。

IV

育児休業制度、介護休業制度の概要

[] は省令事項

		育 児 休 業 制 度	介 護 休 業 制 度
休 業 制 度	休業の定義	労働者が、その1歳に満たない子を養育するためにする休業	労働者が、その要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、〔2週間以上の期間〕にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業
	対象労働者	○ 労働者（日々雇用及び期間雇用を除く） 労使協定で対象外にできる労働者 ・ 雇用された期間が1年未満の労働者 ・ 配偶者が、子を養育できる状態である労働者 〔 ・ 1年以内に雇用関係が終了する労働者 ・ 週所定労働日数が2日以下の労働者 ・ 配偶者でない親が、子を養育できる状態である労働者 〕	○ 労働者（日々雇用及び期間雇用を除く） 労使協定で対象外にできる労働者 ・ 雇用された期間が1年未満の労働者 〔 ・ 3月以内に雇用関係が終了する労働者 ・ 週所定労働日数が2日以下の労働者 〕
	対象となる 家族の範囲	○ 子	○ 配偶者（事実婚を含む。以下同じ） 父母及び子 〔同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫〕 配偶者の父母
	期間・回数	○ 子が1歳に達するまでの連続した期間 ○ 子1人につき1回	○ 連続した3月（勤務時間の短縮等の措置が講じられている場合はそれとあわせて3月）以内の期間 ○ 対象家族1人につき1回
	手 続	○ 〔書面で〕事業主に申出 〔・ 事業主は、証明書類の提出を求めることができる〕 ○ 申出期間（使用者による休業開始日の繰下げ可能期間）は1か月（ただし、出産予定日前に子が出生したこと等の事由が生じた場合は1週間前まで） ○ 出産予定日前に子が出生したこと等の事由が生じた場合は1回に限り開始予定日の繰上げ可 ○ 〔1か月前の日までに〕申し出ることにより、1回に限り終了予定日の繰下げ可 ○ 休業開始予定日の前日までに申出撤回可 ○ 上記の場合原則再度の申出不可	○ 〔書面で〕事業主に申出 〔・ 事業主は、証明書類の提出を求めることができる〕 ○ 申出期間（使用者による休業開始日の繰下げ可能期間）は2週間 ○ 〔2週間前の日までに〕申し出ることにより、3月の範囲内で1回に限り終了予定日の繰下げ可 ○ 休業開始予定日の前日までに申出撤回可 ○ 上記の場合その後の再度の申出は、1回は可
	解 雇 制 限	休業申出をし、又は休業をしたことを理由とする解雇の禁止	休業申出をし、又は休業をしたことを理由とする解雇の禁止

[]は省令事項

		育 児 休 業 制 度	介 護 休 業 制 度
深夜業を制限する制度	制限の内容	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者がその子を養育するために請求した場合においては、事業主は午後10時～午前5時（「深夜」）において労働させてはならない。	要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその対象家族を介護するために請求した場合においては、事業主は午後10時～午前5時（「深夜」）において労働させてはならない。
	対象労働者	○ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者。ただし、以下に該当する労働者は請求できない。 1 日々雇用される労働者 2 勤続1年未満の労働者 3 保育ができる同居の家族がいる労働者 （保育ができる同居の家族とは、16歳以上であって イ 深夜に就業していないこと（深夜の就業日数が1月について3日以下の者を含む） ロ 負傷、疾病又は心身の障害により保育が困難でないこと ハ 産前産後でないこと のいずれにも該当する者をいう。 4 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 5 所定労働時間の全部が深夜にある労働者	○ 要介護状態にある対象家族を介護する労働者。ただし、以下に該当する労働者は請求できない。 1 日々雇用される労働者 2 勤続1年未満の労働者 3 介護できる同居の家族がいる労働者 （介護できる同居の家族とは、16歳以上であって イ 深夜に就業していないこと（深夜の就業日数が1月について3日以下の者を含む） ロ 負傷、疾病又は心身の障害により介護が困難でないこと ハ 産前産後でないこと のいずれにも該当する者をいう。 4 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 5 所定労働時間の全部が深夜にある労働者
	期間・回数	○ 1回の請求につき1月以上6月以内の期間 ○ 請求できる回数に制限なし	○ 1回の請求につき1月以上6月以内の期間 ○ 請求できる回数に制限なし
	手 続	○ 開始の日の1月前までに請求	○ 開始の日の1月前までに請求
	適 用 除 外	○ 事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める	○ 事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める
勤務時間の短縮等の措置		○ 1歳に満たない子を養育する労働者（日々雇用を除く）で育児休業をしないものに関して、次の措置のいずれかの設置義務 （ ・ 短時間勤務の制度 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ・ 所定外労働をさせない制度 ・ 託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与	○ 常時介護を要する対象家族を介護する労働者（日々雇用を除く）に関して、連続する3月（介護休業した期間があればそれとあわせて3月）以上の期間における次の措置のいずれかの設置義務 （ ・ 短時間勤務の制度 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ・ 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度
その他の措置		○ 1歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずる努力義務	○ その家族を介護する労働者に関して、休業制度又は勤務時間短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずる努力義務



問い合わせ先一覧

都道府県労働局雇用均等室は、労働省女性局の都道府県出先機関です。育児・介護休業法に関する
こと、育児・介護休業制度、深夜業の制限や育児・介護のための勤務時間の短縮等の措置の実施に関
することは下記にお問い合わせ下さい。

—都道府県労働局雇用均等室—

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青 森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩 手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮 城	022-299-8844	022-299-8845	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋 田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山 形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎
福 島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨 城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市北見町1番11号
栃 木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群 馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼 玉	048-822-4273	048-822-7867	336-8546	浦和市岸町5丁目8番13号
千 葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東 京	03-3818-8408	03-5689-5076	112-8581	文京区後楽2丁目5番1号 住友不動産飯田橋ファーストビル
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎
新 潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市川岸町1丁目56番地
富 山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎
石 川	076-265-4429	076-221-3087	920-0031	金沢市広岡3丁目1番1号 金沢パークビル
福 井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-0019	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山 梨	055-231-8611	055-231-8625	400-0031	甲府市丸の内2丁目7番23号 鈴与甲府ビル
長 野	026-227-0125	026-227-0126	380-0935	長野市大字中御所字岡田53番7号 同和火災長野ビル
岐 阜	058-263-1220	058-263-1707	500-8842	岐阜市金町4丁目30番地 明治生命岐阜金町ビル
静 岡	054-252-5310	054-252-8216	420-0857	静岡市御幸町4番1号 アーバンネット静岡ビル
愛 知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング
三 重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋 賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京 都	075-241-0504	075-241-0493	600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入ル立売西町60 日本生命四条ビル
大 阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-0008	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵 庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー
奈 良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-421-6157	073-421-6158	640-8392	和歌山市中之島1518番地 和歌山MIDビル
鳥 取	0857-22-3249	0857-29-4142	680-0846	鳥取市扇町22番1号 山陰合同銀行鳥取駅南ビル
島 根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-8532	松江市東朝日町76番地 島根労働局東朝日庁舎
岡 山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広 島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山 口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳 島	088-652-2718	088-652-2751	770-0831	徳島市寺島本町西1丁目7番1 日通朝日徳島ビル
香 川	087-831-3762	087-831-3759	760-0018	高松市天神前5番12号 香川労働局第3庁舎
愛 媛	089-935-5222	089-935-5223	790-0811	松山市本町2丁目1番7号 松山東京海上ビル
高 知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田48番2号
福 岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
佐 賀	0952-24-4240	0952-24-6559	840-0801	佐賀市駅南本町3番15号 安田生命ビル
長 崎	095-844-4384	095-844-4423	852-8117	長崎市平野町22番40号 (株)九電工長崎支店ビル
熊 本	096-352-3865	096-352-3876	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎
大 分	097-532-4025	097-537-1240	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎
宮 崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖 縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0029	那覇市旭町38番地8号 おきでん那覇支店ビル



－ (財) 21世紀職業財団地方事務所－

都道府県名	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-707-6198	011-707-6199	060-0807	札幌市北区北7条西2-20 東京建物札幌ビル7F
青森	017-776-2028	017-776-2025	030-0822	青森市中央1-25-3 青森共栄火災ビル4F
岩手	019-653-8681	019-653-8680	020-0034	盛岡市盛岡駅前通8-17 小岩井明生ビル4F
宮城	022-214-2080	022-214-2520	980-0014	仙台市青葉区本町2-3-10 朝日生命仙台本町ビル9F
秋田	018-866-2100	018-866-2101	010-0951	秋田市山王6-10-9 猿田興業ビル1F
山形	023-642-2021	023-642-2006	990-0039	山形市香澄町3-1-7 朝日生命山形ビル6F
福島	024-522-3030	024-522-3081	960-8031	福島市栄町6-6 ユニックスビル8F
茨城	029-226-2413	029-226-2740	310-0011	水戸市三の丸1-4-73 水戸三井ビルディング12F
栃木	028-643-3220	028-643-3381	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル4F
群馬	027-223-2023	027-223-2013	371-0026	前橋市大手町1-5-11 大手町ビル1F
埼玉	048-824-7001	048-824-7009	336-0007	浦和市仲町1-4-10 浦和商工ビル6F
千葉	043-225-2295	043-225-2080	260-0013	千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング6F
東京	03-3258-2021	03-3258-2040	101-0041	千代田区神田須田町1-24-4 エル神田ビル6F
神奈川	045-633-5436	045-633-5438	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ8F
新潟	025-249-5660	025-243-2172	950-0087	新潟市東大通2-4-10 日本生命新潟ビル2F
富山	076-444-1526	076-444-2022	930-0029	富山市本町3-25 アクサニチダンジャノメ富山ビル7F
石川	076-234-2040	076-234-2021	920-0981	金沢市片町2-2-15 北国ビルディング8F
福井	0776-21-0581	0776-21-0582	910-0005	福井市大手3-4-1 福井放送会館2F
山梨	055-254-2020	055-254-2074	400-0025	甲府市朝日1-3-12 甲府北口第一生命ビル3F
長野	026-223-4521	026-223-4524	380-0824	長野市南石堂町1282-16 三井生命長野ビル6F
岐阜	058-266-5033	058-266-5031	500-8842	岐阜市金町4-30 明治生命岐阜金町ビル7F
静岡	054-255-2029	054-255-3600	420-0857	静岡市御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル5F
愛知	052-586-7222	052-586-7225	450-0002	名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル7F
三重	059-228-2300	059-228-2304	514-0006	津市広明町112-5 第3いけだビル5F
滋賀	077-523-5141	077-523-5249	520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング2F
京都	075-672-8100	075-672-9500	601-8047	京都市南区東九条下殿田町70 京都府民総合交流プラザ3F
大阪	06-6262-2151	06-6262-2154	541-0054	大阪市中央区南本町1-7-15 明治生命堺筋本町ビル13F
兵庫	078-272-3055	078-272-3066	651-0088	神戸市中央区小野柄通7-1-1 日生三宮駅前ビル8F
奈良	0742-36-6777	0742-36-6778	630-8115	奈良市大宮町6-9-1 新大宮ビル5F
和歌山	073-475-1765	073-475-1766	640-8341	和歌山市黒田84-1 阪和第1ビル4F
鳥取	0857-24-2020	0857-24-2102	680-0846	鳥取市扇町7 フコク生命ビル6F
島根	0852-24-2300	0852-24-2141	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F
岡山	086-227-2021	086-227-2880	700-0826	岡山市磨屋町10-20 磨屋町ビル6F
広島	082-224-2001	082-224-2003	730-0017	広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル5F
山口	083-923-2041	083-923-2274	753-0074	山口市中央5-7-3 アクサニチダン山口ビル1F
徳島	088-655-7771	088-655-6641	770-0841	徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル11F
香川	087-822-2027	087-822-2023	760-0023	高松市寿町1-1-12 高松東京生命館7F
愛媛	089-921-5660	089-921-5722	790-0011	松山市千舟町4-4-3 松山MCビル3F
高知	088-823-2020	088-823-2540	780-0834	高知市堺町2-26 高知中央第一生命ビルディング6F
福岡	092-431-7701	092-431-7702	812-0011	福岡市博多区博多駅前1-4-1 博多駅前第一生命ビルディング4F
佐賀	0952-28-4621	0952-28-4721	840-0816	佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル4F
長崎	095-827-1262	095-827-1263	850-0057	長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館10F
熊本	096-324-2297	096-324-2104	860-0806	熊本市花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル2F
大分	097-538-7755	097-538-7756	870-0034	大分市都町1-3-19 日本生命大分中央ビル3F
宮崎	0985-20-2020	0985-20-2027	880-0806	宮崎市広島2-10-20 坂下ビル6F
鹿児島	099-259-7815	099-259-7832	890-0046	鹿児島市西田1-5-1 鹿児島東邦生命ビル7F
沖縄	098-869-9076	098-866-7789	900-0015	那覇市久茂地3-1-1 日本生命那覇ビル5F

(財)21世紀職業財団は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく指定法人として、労働者の職業生活と家庭生活との両立支援事業の一部を行っています。少子・高齢化が進む中、労働者が生涯を通じて充実した職業生活を営むためには、仕事と育児や家族の介護とを両立させつつ、その能力や経験を活かすことができる環境を整備することが求められています。

このような環境づくりに資するよう、当財団では、両立支援に関する事業主等に対する助成金等の支給、労働者等に対する指導、相談、援助、情報提供等を実施しています。



〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
TEL. 03-5276-3694 FAX. 03-5276-3705
ホームページ <http://www.jiwe.or.jp>